

佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり条例をここに公布する。

平成19年9月28日

佐世保市長 朝 長 則 男

佐世保市条例第30号

佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりのために必要な基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにし、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 佐世保市内（以下「市内」という。）に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体であって、市内で活動するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、自らの地域は自らで守るという意識のもと、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより推進するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民及び事業者に対する情報の提供、意識の啓発及び知識の普及
- (2) 市民及び事業者に対する自主的な活動の支援
- (3) 犯罪の防止に配慮した環境整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要と認めるもの

2 市は、前項に掲げる施策の実施に当たっては、特に援護を必要とする高齢者、障害者、児童等に配慮するものとする。

3 市は、第1項に掲げる施策の実施に当たっては、市民及び事業者と協働するとともに、国、長崎県その他の関係機関等と連携するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、その理解を深めるとともに、自主的な活動に努めるものとする。

2 市民は、市が前条の規定により実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、その所有し、又は管理する施設等を適正に管理するとともに、事業活動を行うに当たっては、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員等が必要な知識を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が第4条の規定により実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(協議会の設置)

第7条 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の所掌事務)

第8条 協議会は、市長の諮問に応じ、犯罪のない安全で安心なまちづくりのための啓発活動、自主的な活動の支援及び犯罪の防止に配慮した環境整備その他市長が必要と認める事項について調査審議する。

(協議会の組織及び委員)

第9条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第13条 協議会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の庶務)

第14条 協議会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第14条までの規定及び附則第2項の規定は、平成19年12月1日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条の3を第15条の4とし、第15条の2を第15条の3とし、第15条の次に次の1条を加える。

第15条の2 市長の附属機関として、佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を置く。

2 佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会の組織及び所掌事務については、佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成19年条例第30号）の定めるところによる。